

下水道用鋳鉄製防護ふた
(塩ビ製マンホール用)

設置・施工基準書

平成 20 年 4 月
令和 4 年 4 月改訂

長岡市土木部下水道課

項 目

I. 設 置 基 準 書

II. 施 工 基 準 書

I. 設置基準書

1. 適用範囲

この基準書は、長岡市で使用する下水道用鋳鉄製防護ふた（塩ビマンホール用）について規定する。

種 類	
下水道用鋳鉄製防護ふた（塩ビマンホール用）	呼び 300

2. 設置基準

2-1 荷重区分による設置基準

区 分	基 準
T-25	車道幅員 5.5m 以上又は一方通行等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路
T-14	車道幅員 5.5m 未満の道路及び歩道

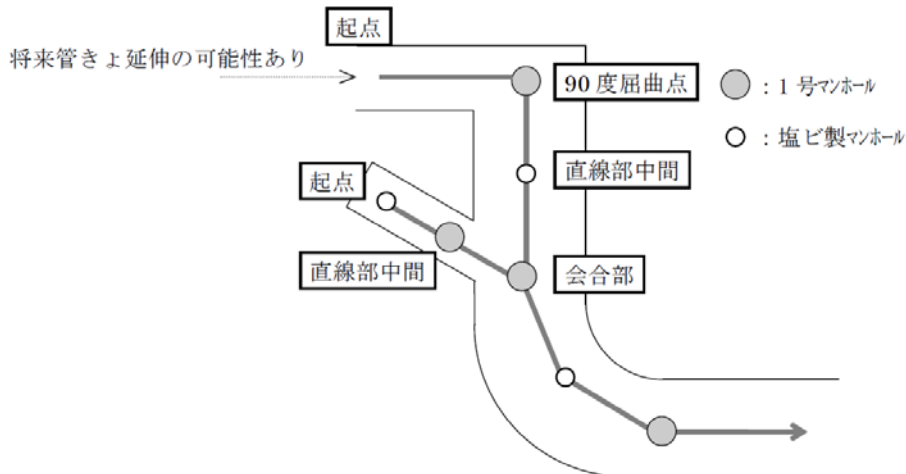
2-2 除雪対応受枠の設置基準

基 準
全箇所

2-3 設置区分

区 分	基 準
設置箇所	本管内径 200mm 以下の起点及び中間点
設置禁止箇所	会合点 道路の交差点内

※塩ビ製マンホールの連続設置は原則として行わない。



ー塩ビ製マンホール設置基準モデル図ー

※塩ビ製マンホールの内径では作業可能なものは、点検作業（ミラーでの目視、テレビカメラ）・調査作業（テレビカメラ）・清掃作業（高圧洗浄車）であり、機能更生は更生機械の搬入及び作業性に問題があるため、原則として連続設置しない。

※二方向の汚水が塩ビマンホール内にて合流すると、流速・流量の小さい管きよの流れを阻害する可能性があるため、原則として会合点には設置しない。

3. 一般事項

本基準書は令和4年4月1日以降の適用とする。

また、以上の事項に該当しない疑義については、別途協議の上、決定する。

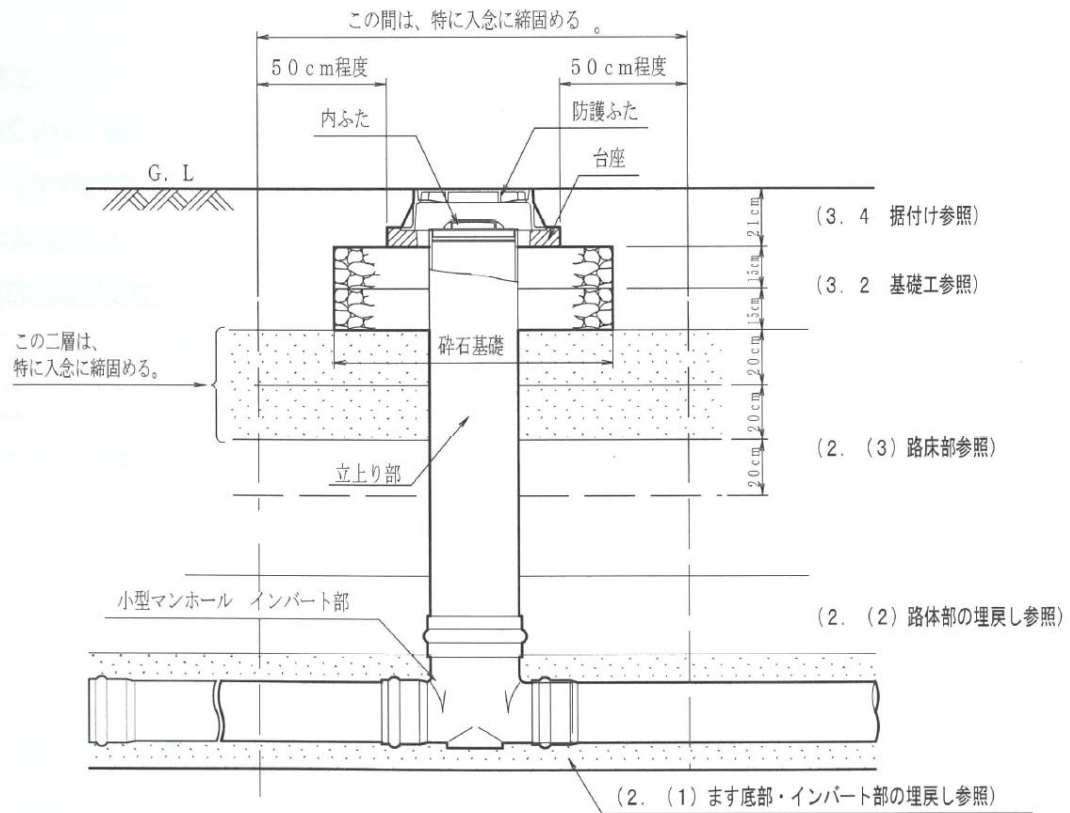
II. 施工基準書

1. 適用範囲

この基準書は、長岡市が使用する下水道用鋳鉄製防護ふた（塩ビ製マンホール用）の施工基準について規定する。

2. 施工基準

下図を標準とする外、(社)日本下水道協会制定、下水道用鋳鉄製防護ふた（J S W A S - 3 - 2005）に記載されている。「[参考資料 1] 鋳鉄製防護ふた施工上の留意点」に基づき施工すること。



防護ふたの施工例（小型マンホールの場合）

3. 一般事項

本基準書は令和4年4月1日以降の適用とする。